

二通論・藤本文朗 編

障害児の教育権保障と教育実践の課題

—養護学校義務制実施に向けた取り組みに学びながら

戸田竜也（北海道教育大学教育学部釧路校）

本書は、「障害児の教育権保障」を論考の柱として、研究者や教師（退職者を含む）、保護者など18名が執筆し、他に3名がコラムを寄せている。教育権保障において歴史的な転換点となった養護学校義務制と周縁部の運動や実践を考察するとともに、今日の特別支援教育における実践上の課題を明らかにしながら、障害のある子どもたちの教育の将来展望を示した労作である。

2014年2月、本邦は障害者権利条約を批准し、文部科学省は新たに「インクルーシブ教育システム」の推進を打ち出している。この「システム」は教育全体の変革を促すものであるが、その道筋はまだ不明である。本書には、今後の教育において何を大切に、何に取り組むべきかが示唆されている。

本書は、「第1部 障害児教育の課題と展望」、「第2部 障害児の教育権保障と養護学校義務制」の2部構成となっている。

第1部の前半では、発達の主体者である子どもの内面・情動が軽視された「操作主義的教育観」に基づく教育目標・教育評価により、教育的価値が軽視され、子どもの成長・発達が阻害されている特別支援学校の現状が報告されている。さらに、管理・統制の強化によって教師集団による共同が困難となり、教師が教育者として成長する機会が奪われつつある状況も指摘されている。これらの底流には、新自由主義による人間観・教育観があり、あらためて「誰のための、何のための教育実践か」が本書では問われている。

一方、後半に紹介されている特別支援学校高等部や専攻科、寄宿舎、そして福祉制度下の「学びの作業所」では、「学びたい」という本人の根源的な要求が尊重され、一人ひとりの内面と情動表現が丁寧に受け止められる集団の中で、豊かな人格の形成を図るよう取り組まれている。これらの報告のなかに、

第1部の前半で指摘されている課題の解決に向けたヒントとともに、「教育の本質」をみることができる。

第2部では、東京・京都・大阪などの地域（地方）レベルで取り組まれた養護学校義務制と「全員就学」を求めた運動について報告し、これらを支えた教育研究活動についても紹介されている。地域における取り組みは、どの地域で、どのような状態で生まれても「すべての子どもにひとしく教育を保障する」ことを願い、それを求めた本人や保護者、関係者の共同と連帯によるものである。そこには理論的支柱として「発達を権利として保障していくことを目指す」発達保障論がある。編者の二通によれば、中央と地方、そして発達保障論の外側を含めて「同時多発的に展開されたヒューマニズムに基づくさまざまなムーブメント」が絡み合い、障害児の教育権保障を進めていったのである。

本書には、1960～70年代にかけて運動に参加し、先駆的实践に取り組んできた教師たちが「障がい児の教育を守ることによってすべての子どもの教育も保障される」との認識を獲得していったことが記されている。この認識は、今日のインクルーシブ教育につながるものである。昨今の教育現場には、次々に新しい考え方や概念、手法を取り入れるよう求められている。しかし実はそれらは、すでに語られ試行されてきたことかもしれない。また、新しい事柄の導入によっても、教育の本質は変わらない。編者の藤本が別稿（『障害者問題研究』第38巻1号）で述べているが、われわれは未来の教育を語るために、歴史を学ばなければならない。本書は、その絶好のテキストである。

（B5判・頁227 2014年 定価：2,000円＋税
[ISBN978-4-434-20211-7] 群青社刊）